

参考資料

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
議案・報告（条例関係）新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 11 号	堺市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
議案第 12 号	堺市公告式条例の一部を改正する条例	3
議案第 13 号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例	5
議案第 14 号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	7
議案第 15 号	堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類 及び基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第 16 号	堺市議會議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例	17
議案第 17 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	19
議案第 18 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	25
議案第 19 号	堺市立人権ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例	27
議案第 20 号	堺市立体育馆条例の一部を改正する条例	33
議案第 21 号	堺市立文化会館条例の一部を改正する条例	37
議案第 22 号	堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例	41
議案第 23 号	堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例	45
議案第 24 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	47

議案第 25 号	堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども青少年の育成に関する条例の一部を改正する条例	57
議案第 26 号	堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例	59
議案第 27 号	堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	61
議案第 28 号	堺市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	63
議案第 29 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	65
議案第 30 号	堺市立駐車場条例を廃止する条例	69
議案第 31 号	堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例	95
議案第 32 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	97
議案第 33 号	府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例	107
議案第 34 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	111
議案第 35 号	堺市教育文化センター条例の一部を改正する条例	113
議案第 36 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	123
報告第 1 号	堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	125
(付議案件綴及び同説明資料綴 その 5)		
議案第 56 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	127

＜議案第11号 堺市個人情報保護条例の一部を改正する条例＞

堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特定個人情報の利用の中止等の請求）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>（1） 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報の利用の中止又は削除</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（特定個人情報の利用の中止等の請求）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>（1） 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該特定個人情報の利用の中止又は削除</p> <p>（2） （略）</p>

〈議案第12号 堺市公告式条例の一部を改正する条例〉

堺市公告式条例（昭和25年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（条例の公布）	（条例の公布）
第2条（略）	第2条（略）
2 条例の公布は、堺市役所前の掲示場に掲示してこれを行なう。ただし、別に市長が定めるところにより掲示に代えて市公報に登載して行なうことができる。	2 条例の公布は、堺市公報（以下「公報」という。）に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、又は天災地変その他特別の事由により公報に登載することができないときは、堺市役所前の掲示場に掲示して、これに代えることができる。
（規程の公表）	（規程等の公表）
第4条 規則を除くほか市長の定める規程その他を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。	第4条 規則を除くほか、市長の定める規程等で公表を要するものを公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。
2 第2条第2項の規定は、前項の規程その他の公表にこれを準用する。（市の機関の定める規則及び規程の公表）	2 第2条第2項の規定は、前項の規程等の公表にこれを準用する。（市の機関の定める規則及び規程の公表）
第5条（略）	第5条（略）
2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程その他で公表を要するものについて準用する。この場合において、前条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該	2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程等で公表を要するものについて準用する。この場合において、前条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該

当該機関の代表者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則及び規程その他又は市の機関の定める規則若しくは規程その他は、それぞれ当該条例、規則又は規程等その他をもつて、特に施行期日を定めることができる。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

機関の代表者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 条例、規則、規程等又は市の機関の定める規則、規程等は、それぞれ当該条例、規則、規程等をもって、特に施行期日を定めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

〈議案第13号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例〉

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義）	（定義）
第1条 この条例で「職員」とは <u>第2条の各号</u> に掲げる各機関の事務部局に常時勤務する職員で、一般職に属するもの（水道企業及び下水道企業にあっては企業職を含み、臨時に雇用される者を除く。）をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、 <u>次条各号</u> に掲げる各機関の事務部局に常時勤務する職員で、一般職に属するもの（水道企業及び下水道企業にあっては企業職を含み、臨時に雇用される者を除く。）をいう。
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）の職員（技術職員を除く。) <u>285人</u> (9)・(10) (略)	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）の職員（技術職員を除く。) <u>4,505人</u> (9)・(10) (略)
（職員の定数の配分）	（職員の定数の配分）
第4条 第2条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。	第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。

<議案第14号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（介護時間）	（介護時間）
第12条の2 （略）	第12条の2 （略）
2 （略）	2 （略）
3 介護時間については、堺市職員の給与に関する条例第27条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 <u>同条本文</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。	3 介護時間については、堺市職員の給与に関する条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 <u>堺市職員の給与に関する条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）</u> に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
附 則	附 則
1～7 （略）	1～7 （略） <u>（教職員の介護時間に係る経過措置）</u> 8 平成29年4月1日前に教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち学校職員給与条例第2条第1項に規定する職員に対して職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号）第16条の2第1項（府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）第12条の規定による廃止前の堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年条例第10号）第3条及び第4条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりなされた介護

時間の付与は、第12条の2第1項の規定によりなされた介護時間の付与とみなす。

<議案第15号 堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(給料表) 第4条 給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。	(給料表) 第4条 給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>福祉職給料表</u> （別表第4）	(4) <u>保育職給料表</u> （別表第4）
(5) (略)	(5) (略)
(休職者の給与)	(休職者の給与)
第12条 (略)	第12条 (略) 2 <u>前項に規定する場合のほか、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定により準用する場合を含む。）の適用を受ける職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</u> 3 <u>第1項に規定する場合のほか、前項に規定する職員以外の職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を、当該職員に支給することができる。</u>

2 職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。

3 (略)

4 (略)

(復職時等における号給の調整等)

第13条 法第28条第2項第2号若しくは堺市職員の分限に関する条例第4条に規定する事由に該当して休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合には、休職期間、専従許可の有効期間又は派遣期間（以

(1) その休職の期間が満1年に達するまでの間 紙料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当並びに紙料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の100以内

(2) その休職の期間が満1年に達した後満2年に達するまでの間 紙料、扶養手当、住居手当及び期末手当並びに紙料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の80以内

4 職員が前3項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の80以内を支給することができる。

5 (略)

6 (略)

(復職時等における号給の調整等)

第13条 法第28条第2項各号若しくは堺市職員の分限に関する条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇若しくは勤務時間條

下「休職等の期間」という。)を別表第6に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、若しくは職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(療養者の給与)

第14条 職員が、結核性疾患のため任命権者から療養を命ぜられた場合、その期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当の全額を支給する。

2 前項の職員には、別に任命権者の定めるところにより勤勉手当を支給することができる。

第16条の3 前条の規定にかかわらず、同条第2項第2号に該当する職員のうち医療職給料表の適用を受けるものには、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(管理職手当)

第21条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

(期末手当)

例第12条第1項の介護休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、休暇の期間又は療養の期間を別表第6に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第14条 削除

第16条の3 前条の規定にかかわらず、同条第2項第2号に該当する職員のうち医療職給料表の適用を受ける者には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(管理職手当)

第21条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する者に、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの

（第24条において「管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第2項に規定する休職の期間中にあったものについては、本文の規定により算出した額に同項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

（上下水道事業管理者の給料月額）

第34条の4 上下水道事業管理者の給料月額は、別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が8級以上のものの例に準じて市長が定める額とする。

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの

（第24条において「管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

（上下水道事業管理者の給料月額）

第34条の4 上下水道事業管理者の給料月額は、別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が8級以上の者の例に準じて市長が定める額とする。

附 則

1～16 (略)

17 繙続職員に係る第12条第2項の規定の適用については、継続職員が美原町の編入の日前に同町において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算する。

18～25 (略)

26 旧組合職員に係る第12条第2項の規定の適用については、旧組合職員が平成20年10月1日前に消防組合において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。

27～32 (略)

附 則

1～16 (略)

17 繙続職員に係る第12条第4項の規定の適用については、継続職員が美原町の編入の日前に同町において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算する。

18～25 (略)

26 旧組合職員に係る第12条第4項の規定の適用については、旧組合職員が平成20年10月1日前に消防組合において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。

27～32 (略)

(平成27年3月31日までの期間の休職等に係る復職時等における号給の調整等の特例)

33 第13条の規定にかかわらず、法第28条第2項第1号に掲げる事由（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に該当して休職にされた職員が復職し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、休暇の期間又は療養の期間のうち平成27年3月31日までの期間を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、当該得た期間に応じ、復職し、又は再び勤務するに至った日及び同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第4（第4条関係）

福祉職給料表

表（略）

備考 この表は、保育士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

期間	換算率
法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）の期間	<u>1</u> — <u>以下</u> <u>2</u>
勤務時間条例第10条第1項の病気休暇の期間	<u>1</u> — <u>以下</u> <u>2</u>
結核性疾患のため療養を命ぜられた期間	<u>1</u> — <u>以下</u> <u>2</u>

別表第4（第4条関係）

保育職給料表

表（略）

備考 この表は、保育教諭、保育士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第4条関係）

等級別基準職務表

ア～ウ 略

現行

工 福祉職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	保育士の職務
2級	副主査の職務
3級	保育主任、係長又は主査の職務
4級	所長代理、課長補佐又は主幹の職務
5級	副理事、所長、課長又は参事の職務

改正後（案）

工 保育職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	保育教諭又は保育士の職務
2級	副主査の職務
3級	主任保育教諭、係長又は主査の職務
4級	副園長、課長補佐又は主幹の職務
5級	副理事、園長、課長又は参事の職務

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（療養者の給与）</u></p> <p>第24条 結核性疾患のため管理者から療養を命ぜられている職員に対 しては、管理者が定める給与を支給することができる。</p>	第24条 削除

<議案第16号 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めがあるものを除くほか、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

＜議案第17号 堺市市税条例等の一部を改正する条例＞

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（法人税割の税率）	（法人税割の税率）
第16条 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。	第16条 法人税割の税率は、 <u>100分の8.4</u> とする。
（中小法人等に対する課税の特例）	（中小法人等に対する課税の特例）
第16条の2 資本金等の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第8条第2項の規定によって法人とみなされるものを含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額が年8,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に <u>12.1分の2.4</u> を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。	第16条の2 資本金等の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第8条第2項の規定によって法人とみなされるものを含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額が年8,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に <u>8.4分の2.4</u> を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。
2～6 （略）	2～6 （略）
（市民税の申告等）	（市民税の申告等）
第18条 第8条第1項第1号の者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年	第18条 第8条第1項第1号の者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年

金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは前条第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 (略)

(固定資産税の減免)

第42条 (略)

(1)～(5) (略)

(5)の2) 西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社が法附則第14条第2項に規定する事業の用に供するために取得した政令附則第10条の3第2項に規定する土地 免除

(5)の3)～(26) (略)

2～5 (略)

(事業所税の減免)

第94条 (略)

施設	資産割に	従業者割に
----	------	-------

金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 (略)

(固定資産税の減免)

第42条 (略)

(1)～(5) (略)

(5)の2) 西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社が法附則第14条第1項に規定する事業の用に供するために取得した政令附則第10条の3第1項に規定する土地 免除

(5)の3)～(26) (略)

2～5 (略)

(事業所税の減免)

第94条 (略)

施設	資産割に	従業者割に
----	------	-------

	係る割合	係る割合
(1)～(8) (略)		
(9) ねん糸、かさ高加工糸、織物若しくは綿の製造を行う者（ねん糸又はかさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る。）又は機械染色整理の事業を行う者で <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	5割	
(10) じゅうたん、カーペット等の繊維製床敷物の製造を行う者で、 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> 第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管（製造の準備を含む。）の用に供する施設	2割5分	
(11) (略)		

2～3 (略)

附 則

(平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)

第17条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自

	係る割合	係る割合
(1)～(8) (略)		
(9) ねん糸、かさ高加工糸、織物若しくは綿の製造を行う者（ねん糸又はかさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る。）又は機械染色整理の事業を行う者で <u>中小企業等経営強化法</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	5割	
(10) じゅうたん、カーペット等の繊維製床敷物の製造を行う者で、 <u>中小企業等経営強化法</u> 第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管（製造の準備を含む。）の用に供する施設	2割5分	
(11) (略)		

2～3 (略)

附 則

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)

第17条の2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自

動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第55条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第55条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自

動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自

動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第55条第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の税率の特例）

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第55条第2号ア</u>	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の税率の特例）

第18条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第55条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月25日条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>1～7 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>新条例第55条及び新条例附則第18条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>1～7 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>堺市市税条例第55条及び同条例附則第18条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
<p>第55条第2号ア (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>新条例附則第18条の表 以外の部分</td> <td>第55条</td> <td>堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）<u>附則第7項</u>の規定により読み替えて適用される第55条</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第18条の表 第55条第2号アの項</td> <td>第55条第2号ア</td> <td>堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）<u>附則第7項</u>の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	新条例附則第18条の表 以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第7項</u> の規定により読み替えて適用される第55条	新条例附則第18条の表 第55条第2号アの項	第55条第2号ア	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第7項</u> の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア	(略)			<p>第55条第2号ア (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>附則第18条の表以外の部分</td> <td>第55条</td> <td>堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）<u>附則第8項</u>の規定により読み替えて適用される第55条</td> </tr> <tr> <td>附則第18条の表第55条第2号アの項</td> <td>第55条第2号ア</td> <td>堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）<u>附則第8項</u>の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	附則第18条の表以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第8項</u> の規定により読み替えて適用される第55条	附則第18条の表第55条第2号アの項	第55条第2号ア	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第8項</u> の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア	(略)		
新条例附則第18条の表 以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第7項</u> の規定により読み替えて適用される第55条																	
新条例附則第18条の表 第55条第2号アの項	第55条第2号ア	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第7項</u> の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア																	
(略)																			
附則第18条の表以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第8項</u> の規定により読み替えて適用される第55条																	
附則第18条の表第55条第2号アの項	第55条第2号ア	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号） <u>附則第8項</u> の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア																	
(略)																			

<議案第18号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例>

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(助成金支給書類等の提出)</u></p> <p>第16条 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法第54条第3項の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合の法第54条第4項の書類の提出は事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第19条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読み替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める電磁的記録(読み替え後の電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。</p>	<p><u>(助成金支給書類の提出)</u></p> <p>第16条 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第19条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読み替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める電磁的記録(読み替え後の電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。</p>

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第20条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項から第4項までの規定による書面の作成とする。

2 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第21条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 (略)

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第20条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める電磁的記録の作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。

2 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第21条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 (略)

<議案第19号 堺市立人権ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例>

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(堺市立駐車場条例の準用)</u></p> <p>第16条 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、センターの駐車場について準用する。</p>	<p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車 (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車
	<p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p>第16条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。 (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。 (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損

傷するおそれがあるとき。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができます。

(駐車場における禁止行為)

第16条の3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条の4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を

	<p><u>与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害その他不可抗力により生じた損害 (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害
別表（第10条、第15条関係）	<p>別表（第10条、第15条関係）</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、<u>10割以内</u>において市長が定める割合を使用料に加算する。 (3) (略) (4) (略) <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、<u>当該使用区分に係る金額</u>（以下「基本料金」という。）の<u>10割以内</u>において市長が定める額を基本料金に加算する。 (3) (略) (4) (略) (5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間<u>1時間</u>（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料

金（第2号又は前号の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

堺市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成28年条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表駐車場の項金額の欄中「300円」を「300円（大型車等は、500円）」に改め、同表の備考中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>別表駐車場の項金額の欄中「300円」を「300円（大型車等は、500円）」に改め、同表の備考第5号を次のように改める。</p> <p>(7) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、次に掲げる区分に応じ、それに定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。</p> <p>ア スポーツ・文化交流ホール 基本料金（第3号又は前号の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。イにおいて同じ。）の2割に相当する額</p> <p>イ 運動広場、テニスコート及びテニスコート兼フットサルコート 基本料金</p> <p>別表の備考中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(4) (略)</p>

<議案第20号 堺市立体育馆条例の一部を改正する条例>

堺市立体育馆条例（昭和60年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p><u>第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>(2) <u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>(3) <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</u></p>
<p>(入場の制限)</p> <p><u>第13条の2 (略)</u></p>	<p>(入場の制限)</p> <p><u>第13条の3 (略)</u></p> <p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p><u>第13条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の構造上駐車することができないとき。</u></p>

- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができます。

(駐車場における禁止行為)

第13条の5 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第13条の6 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長に

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第16条 (略)

おいて特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第16条 (略)

(指定管理者の指定の手続の特例)

第16条の2 市長は、第14条の規定により指定管理者に体育館（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等を行うものに限る。）の管理をさせようとする場合は、前条の規定にかかわらず、同条第3項の要件を考慮して、同法第8条第1項の規定により選定した当該体育館の整備等に係る民間事業者（次項において単に「民間事業者」という。）を指定管理者に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、民間事業者に対し、事業計画書その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(公告)

第17条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第19条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(公告)

第17条 市長は、第16条第3項又は前条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第19条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

<議案第21号 堺市立文化会館条例の一部を改正する条例>

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(堺市立駐車場条例の準用)</u></p> <p><u>第16条 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、会館の駐車場について準用する。</u></p>	<p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p><u>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</u></p> <p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p><u>第16条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>駐車場の構造上駐車することができないとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。</u></p>

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第16条の3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条の4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

別表第2（第11条、第15条、第23条関係）

1～5 (略)

別表第2（第11条、第15条、第23条関係）

1～5 (略)

6 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2項又は第4項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

<議案第22号 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例>

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																					
(観覧料)	(観覧料)																																					
第4条 博物館資料の展示室に入場しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。	第4条 博物館資料の展示室に入場しようとする者は、別表第1に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付しなければならない。																																					
(使用料)	(使用料)																																					
第10条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。	第10条 使用者は、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。																																					
2 (略)	2 (略)																																					
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">観覧料（1人1回につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">20人以上の 団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展</td> <td>中学生以下の者、65歳以上の者又は 障害者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別展</td> <td>特別 展示</td> <td style="text-align: center;">中学生以下の者、65歳以上の者 又は障害者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>企画展示</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		観覧料（1人1回につき）				個人	20人以上の 団体	常設展	中学生以下の者、65歳以上の者又は 障害者	無料	無料	上記以外の者	200円	160円	特別展	特別 展示	中学生以下の者、65歳以上の者 又は障害者	無料	企画展示			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">観覧料(1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">200円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展</td> <td>特別展示</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>企画展示</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		観覧料(1人1回につき)				200円		常設展	特別展示	500円		企画展示	300円	
区分		観覧料（1人1回につき）																																				
		個人	20人以上の 団体																																			
常設展	中学生以下の者、65歳以上の者又は 障害者	無料	無料																																			
	上記以外の者	200円	160円																																			
特別展	特別 展示	中学生以下の者、65歳以上の者 又は障害者	無料																																			
	企画展示																																					
区分		観覧料(1人1回につき)																																				
		200円																																				
常設展	特別展示	500円																																				
	企画展示	300円																																				

	<u>上記以外の者</u>	500円	400円
企画	<u>中学生以下の者、65歳以上の者又は障害者</u>	<u>無料</u>	<u>無料</u>
展示			
	<u>上記以外の者</u>	300円	240円

備考

(1) この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神保健福祉手帳又は療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県の規程により交付された療育手帳を有する者をいう。

- (2) (略)
(3) (略)

別表第2（第10条関係）

施設	時間区分	午前	午後	夜間
		9時から正午 まで	1時から5時 まで	午後6時から 午後9時まで
ホール	平日	6,000円	8,000円	9,000円
	休日等	7,000円	9,000円	10,000円

備考			
(削除)			
区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	23,000円
		休日等	26,000円
控室	全日		800円

控室	200円	300円	300円
----	------	------	------

備考

- (1) 正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間帯については、その前後の時間区分を連続して利用する場合に限り、ホール等を利用することができます。
- (2) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (3) 市外居住者（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が使用するときは、使用しようとする施設及び時間区分に係る基本料金にその10割を加算する。
- (4) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、使用しようとする施設及び時間区分に係る基本料金にその10割を加算する。

備考 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

- 2 市外居住者（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が使用するときは、基本料金にその10割を加算する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金にその10割を加算する。
- 4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過して使用するとき

は、当該超過して使用した時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。）につき、基本料金（前 2 項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の 2 割以内において市長が定める額を徴収する。

〈議案第23号 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例〉

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（廃棄物処理法に基づく命令に違反した者等の公表）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第9条の3第10項、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項又は第21条の2第2項の規定による処分（第9条の2第1項、第9条の3第10項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあっては、改善に係るものを除く。）をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該処分の内容を公表することができる。</p>	<p>（廃棄物処理法等に基づく命令に違反した者等の公表）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第9条の3第10項、<u>第12条の6第3項</u>、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項<u>若しくは第21条の2第2項</u>の規定による処分（第9条の2第1項、第9条の3第10項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあっては、改善に係るものを除く。）又は<u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第1項</u>の規定による処分をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該処分の内容を公表することができる。</p>
3（略）	3（略）

＜議案第24号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例＞

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表（第1条関係）【平成29年4月1日施行】

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等</u>に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第1項若しくは第15項又は第35条の3第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等</u>に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第</p>

法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 1,000分の81
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき21,960円
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき26,880円

35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額
(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 1,000分の79
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき21,240円
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき26,400円

イ・ウ (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、520,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、170,000円を超えることができない。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又

イ・ウ (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、190,000円を超えることができない。

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又

は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に265,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に480,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に265,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に480,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2~4 (略)

ア・イ (略)

2~4 (略)

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）【平成30年4月1日施行】

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</p>

(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額か

(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額か

ら、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適

ら、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

〈議案第25号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども青少年の育成に関する条例の一部を改正する条例〉

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（用語の定義）</p> <p>第1条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに掲げる児童の養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）をする者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第1条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに掲げる児童の養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）をする者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法<u>第6条の4</u>に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

堺市子ども青少年の育成に関する条例（平成20年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設の長	イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の4</u> に規定する里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設の長
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)

<議案第26号 堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例>

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 幼稚園	1 幼稚園
名称	位置
(略)	(略)
堺市立津久野幼稚園	堺市西区津久野町3丁
堺市立認定こども園	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁
百舌鳥幼稚園	
堺市立北八下幼稚園	堺市北区南花田町
(略)	(略)

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
名称	位置
(略)	(略)
堺市立宮園こども園	堺市中区宮園町
堺市立百舌鳥こども園	堺市北区百舌鳥赤畑町5丁
堺市立東浅香山こども園	堺市北区大豆塚町1丁
(略)	(略)

＜議案第27号 堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例＞

堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例)</u> <u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものである。</u></p> <p>（対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率）</p> <p>第3条 <u>法第4条の2第2項に規定する区域の範囲及び区域の区分ごとの割合は、次の表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（ガイドライン）</p> <p>第4条 市長は、緑地及び環境施設（以下「緑地等」という。）の割合を緩和すると同時に、緑地等の質的充実を図るため、<u>法第4条の2第2項に規定する市準則に係る緑地等の設置に関する指針</u>（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>法第6条に規定する届出又は法第8条に規定する変更の届出をしようとするものに対し、ガイドラインに基づき、地域の環境の向上に資するような緑化をするよう協力を依頼するものとする。</u></p>	<p><u>(堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)</u> <u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「市準則」という。）を定める。</u></p> <p>（対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率）</p> <p>第3条 <u>法第4条の2第1項に規定する区域の範囲及び区域の区分ごとの割合は、次の表のとおりとする。</u></p> <p>表（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（ガイドライン）</p> <p>第4条 市長は、緑地及び環境施設（以下「緑地等」という。）の割合を緩和すると同時に、緑地等の質的充実を図るため、市準則に係る緑地等の設置に関する指針（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し、ガイドラインに基づき、地域の環境の向上に資するような緑化をするよう協力を依頼するものとする。</u></p>

(堺市緑の保全と創出に関する条例)

(適用除外)

第31条 前2条の規定は、都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）第2条に掲げる行為、堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）第3条第2項に規定する特定工場の設置に係る行為及び市長が特に認める建築行為等については、適用しない。

(堺市緑の保全と創出に関する条例)

(適用除外)

第31条 前2条の規定は、都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）第2条に掲げる行為、堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）第3条第2項に規定する特定工場の設置に係る行為及び市長が特に認める建築行為等については、適用しない。

<議案第28号 堺市立労働者総合福祉センター条例の一部を改正する条例>

堺市立労働者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>別表</u></p> <p>1 基本料金 表（略）</p> <p>2 市外居住者（本市内に勤務場所を有する者を除く。）又は市外の事業者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。</p> <p>3 使用者が商品の展示又は販売その他営利を目的とする行為を行うときは、<u>当該使用区分に係る</u>基本料金の5割を加算する。</p> <p>4 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、<u>当該使用区分に係る</u>基本料金の5割を加算する。</p> <p>5 冷暖房装置を使用するときは、4割以内において市長が定める割合を<u>当該使用区分に係る</u>基本料金に加算する。</p> <p>6 （略）</p>	<p><u>別表（第11条関係）</u></p> <p>1 基本料金 表（略）</p> <p>2 市外居住者（本市内に勤務場所を有する者を除く。）又は市外の事業者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金（以下単に「<u>基本料金</u>」という。）の5割を加算する。</p> <p>3 使用者が商品の展示又は販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の5割を加算する。</p> <p>4 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割を加算する。</p> <p>5 冷暖房装置を使用するときは、4割以内において市長が定める割合を基本料金に加算する。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過して使用するときは、当該超過して使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、<u>基本料金</u>（第2項から第5項までの規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の1割以内において市長が定める額を徴収する。</p>

<議案第29号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(建築基準法関係手数料)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認(次号に該当するものを除く。)に係る<u>及び</u>法第18条第3項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく審査(次号に該当するものを除く。)に係る審査手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額</p> <p>(2)～(59) (略)</p>	<p>(建築基準法関係手数料)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認(次号に該当するものを除く。)に係る<u>申請手数料</u><u>及び</u>法第18条第3項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく審査(次号に該当するものを除く。)に係る審査手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額</p> <p>(2)～(59) (略)</p> <p><u>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないものに係る前項第3号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは「額に、428,100円以内において規則で定める額を加算した額」とする。</u></p> <p>(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)</p>
<p>第34条の3 (略)</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく認定申請手数料 1件 <u>2,050,900円</u>以内において規則で定める額</p>	<p>第34条の3 (略)</p> <p>(1) 法第53条第1項の規定に基づく<u>認定又は</u>法第55条第1項の規定に基づく変更(規則で定める変更に限る。)の認定に係る認定申請</p>

(2)～(4) (略)

(5) 法第55条第1項の規定に基づく変更に係る認定申請手数料
1件 1,027,100円以内において規則で定める額

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に關し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

手数料 1件 3,290,900円以内において規則で定める額

(2)～(4) (略)

(5) 法第55条第1項の規定に基づく変更（第1号の規則で定める変更を除く。）に係る認定申請手数料 1件 1,647,700円以内において規則で定める額

(6) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則で定める変更に限る。）に係る証明手数料 1件 1,240,000円以内において規則で定める額

(7) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（前号の規則で定める変更を除く。）に係る証明手数料 1件 620,600円以内において規則で定める額

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づく事務に關し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「判定」という。）又は法第12条第2項後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 1,237,700円以内において規則で定める額

(2) 法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変

- (1) 法第29条第1項の規定に基づく認定申請手数料 1件 2,048,600円以内において規則で定める額
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 法第31条第1項の規定に基づく変更に係る認定申請手数料 1件 1,025,900円以内において規則で定める額
- (6) 法第36条第1項の規定に基づく認定申請手数料 1件 2,046,600円以内において規則で定める額

- 更（前号の規則で定める変更を除く。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額
- (3) 法第12条第2項又は第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る証明手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額
- (4) 法第29条第1項の規定に基づく認定又は法第31条第1項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る認定申請手数料 1件 3,286,300円以内において規則で定める額
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 法第31条第1項の規定に基づく変更（第4号の規則で定める変更を除く。）に係る認定申請手数料 1件 1,645,400円以内において規則で定める額
- (9) 法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則で定める変更に限る。）に係る証明手数料 1件 1,237,700円以内において規則で定める額
- (10) 法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（前号の規則で定める変更を除く。）に係る証明手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額
- (11) 法第36条第1項の規定に基づく認定申請手数料 1件 3,284,300円以内において規則で定める額

<議案第30号 堺市立駐車場条例を廃止する条例>

堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用の手続）	（使用の手続）
第31条の7 第31条の5第2項の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日（以下この条において「指定日」という。）までに次の手続をしなければならない。ただし、やむを得ない事情により指定日までに手続をすることができない相当な理由があると認めて市長が指定日を変更したときは、当該変更後の指定日までに当該手続をしなければならない。	第31条の7 第31条の5第2項の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日（以下この条において「指定日」という。）までに次の手続をしなければならない。ただし、やむを得ない事情により指定日までに手続をすることができない相当な理由があると認めて市長が指定日を変更したときは、当該変更後の指定日までに当該手続をしなければならない。
（1）規則で定める書類を提出すること。 （2） <u>第31条の9第1項の駐車場保証金を納付すること</u> （同項の規定により駐車場保証金を徴収する場合に限る。）。	（1）規則で定める書類を提出すること。 （2） <u>第31条の10第1項の駐車場保証金を納付すること</u> （同項の規定により駐車場保証金を徴収する場合に限る。）。
2・3 （略）	2・3 （略）
（駐車場使用料）	（駐車場使用料）
第31条の8 （略）	第31条の8 （略） <u>（駐車場使用料の不徴収）</u>
	第31条の9 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料を徴収しない。 （1） <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u>

(駐車場保証金)

第31条の9 (略)

(駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等)

第31条の10 (略)

(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第1

1条の規定により国土交通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定

により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(駐車場保証金)

第31条の10 (略)

(駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等)

第31条の11 (略)

(駐車の拒否)

第31条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(駐車場の明渡し)

第31条の11 (略)

(準用)

第31条の12 (略)

(堺市立駐車場条例の準用)

第31条の13 堺市立駐車場条例(平成12年条例第26号)第6条、
第10条、第11条及び第21条の規定は、駐車場について準用する。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第31条の13 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場の明渡し)

第31条の14 (略)

(準用)

第31条の15 (略)

(駐車場に係る損害賠償)

第31条の16 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

(管理の基準)

第38条 住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場使用許可等は、第31条の3から第31条の7まで及び第31条の11の規定の例により行うこと。
- (2) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 市は、駐車場において、使用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の責めに帰さない事由により生じた損害

(管理の基準)

第38条 住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場使用許可等は、第31条の3から第31条の7まで及び第31条の14の規定の例により行うこと。
- (2) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用の手続）</p> <p>第45条の7 第45条の5第2項の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日（以下「この条において「指定日」という。）までに次の手続をしなければならない。ただし、やむを得ない事情により指定日までに手続をすることができない相当な理由があると認めて市長が指定日を変更したときは、当該変更後の指定日までに当該手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める書類を提出すること。</p> <p>(2) <u>第45条の9第1項の駐車場保証金を納付すること</u>（同項の規定により駐車場保証金を徴収する場合に限る。）。</p>	<p>（使用の手続）</p> <p>第45条の7 第45条の5第2項の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日（以下「この条において「指定日」という。）までに次の手続をしなければならない。ただし、やむを得ない事情により指定日までに手続をすることができない相当な理由があると認めて市長が指定日を変更したときは、当該変更後の指定日までに当該手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める書類を提出すること。</p> <p>(2) <u>第45条の10第1項の駐車場保証金を納付すること</u>（同項の規定により駐車場保証金を徴収する場合に限る。）。</p>
<p>2・3 （略）</p> <p>（駐車場使用料）</p> <p>第45条の8 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>（駐車場使用料）</p> <p>第45条の8 （略）</p> <p><u>（駐車場使用料の不徴収）</u></p>
	<p><u>第45条の9 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>(2) <u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p>

(駐車場保証金)

第45条の9 (略)

(駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等)

第45条の10 (略)

(3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(駐車場保証金)

第45条の10 (略)

(駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等)

第45条の11 (略)

(駐車の拒否)

第45条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

(駐車場の明渡し)

第45条の11 (略)

(準用)

第45条の12 (略)

(堺市立駐車場条例の準用)

第45条の13 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、
第10条、第11条及び第21条の規定は、駐車場について準用する。

第45条の13 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場の明渡し)

第45条の14 (略)

(準用)

第45条の15 (略)

(駐車場に係る損害賠償)

第45条の16 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、使用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(管理の基準)

第52条 市営住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場使用許可等は、第45条の3から第45条の7まで及び第45条の11の規定の例により行うこと。
- (2) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

(2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(管理の基準)

第52条 市営住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場使用許可等は、第45条の3から第45条の7まで及び第45条の14の規定の例により行うこと。
- (2) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(利用料金) 第9条（略）	(利用料金) 第9条（略） <u>(駐車場に係る利用料金の不徴収)</u> 第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に係る利用料金を徴収しない。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車 (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車
(使用許可) 第10条 健康館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。	(使用許可) 第10条 健康館（駐車場を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
2・3（略） <u>（堺市立駐車場条例の準用）</u>	2・3（略） <u>（駐車の拒否）</u>
第17条 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10	第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自

条、第11条及び第21条の規定は、健康館の駐車場について準用する。
この場合において、第10条及び第11条第2項中「市長」とあるのは
「指定管理者」と、第21条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管
理者」と、「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」と読み替えるも
のとする。

動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損
傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認める
とき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれ
があるとき。

2 指定管理者は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車する
ことのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第18条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損
傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれ
のある行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの
退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第19条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市及び指定管理者は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市及び指定管理者の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

第18条 (略)

第20条 (略)

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第9条（略）</p> <p><u>（駐車料金の不徴収）</u></p> <p>第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>(2) <u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>(3) <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</u></p>
<p>（入場の制限）</p> <p>第10条（略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第12条 センターの建物、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるとき</p>	<p>（入場の制限）</p> <p>第10条（略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第12条 センター（駐車場を除く。）の建物、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由</p>

は、この限りでない。

(堺市立駐車場条例の準用)

第21条 堺市立駐車場条例(平成12年条例第26号)第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、センターの駐車場について準用する。

があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第22条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第23条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接觸、盜難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

第24条 (略)

(委任)

第22条 (略)

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>（駐車料金の不徴収）</u></p> <p><u>第10条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</u></p> <p>（1）<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>（2）<u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>（3）<u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p>（4）<u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</u></p>
<p>（入場の制限）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第13条 センターの施設、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認め</p>	<p>（入場の制限）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第13条 センター<u>（駐車場を除く。）</u>の施設、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由</p>

るときは、この限りでない。

(堺市立駐車場条例の準用)

第22条 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、センターの駐車場について準用する。

があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第23条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第24条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

(委任)

第23条 (略)

第25条 (略)

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第11条（略）</p>	<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第11条（略）</p> <p><u>（駐車料金の不徴収）</u></p> <p><u>第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</u></p>
<p>（入館の制限）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第14条 プラザの建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、</p>	<p>（入館の制限）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（損害の賠償）</p> <p>第14条 プラザ<u>（駐車場を除く。）</u>の建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由が</p>

この限りでない。

(堺市立駐車場条例の準用)

第22条 堺市立駐車場条例(平成12年条例第26号)第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、プラザの駐車場について準用する。

あると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第23条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第24条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認められたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

(委任)

第23条 (略)

第25条 (略)

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(駐車場の使用料)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(駐車場の使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p>第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</p>
<p>(特別利用の許可等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第19条 プラザの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(特別利用の許可等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第19条 プラザ（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

(堺市立駐車場条例の準用)

第28条 堺市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、プラザの駐車場について準用する。

(駐車の拒否)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第29条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を

	<p><u>命ずることができる。</u></p> <p><u>(駐車場に係る損害賠償)</u></p> <p><u>第30条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害その他不可抗力により生じた損害 (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害 <p>(委任)</p> <p>第29条 (略)</p>
	<p>(委任)</p> <p>第31条 (略)</p>

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(駐車場の使用料等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(駐車料金の不徴収)</u></p> <p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車</p> <p>(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車</p>
<p>(入館の制限)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(堺市立駐車場条例の準用)</u></p> <p>第26条 堀市立駐車場条例（平成12年条例第26号）第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、ホールの駐車場について準用する。</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p>第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</p> <p>(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。</p> <p>(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</p>

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第27条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第28条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特

<p>(委任)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p><u>別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害その他不可抗力により生じた損害 (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害 <p>(委任)</p> <p>第29条 (略)</p>
-----------------------------	---

〈議案第31号 堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例〉

堺市消防局災害活動支援隊条例（平成26年条例第60号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（報酬）</u></p> <p>第7条 支援隊長等の報酬の額は、従事した日1日につき8,000円以内において規則で定める。</p>	<p><u>（報酬及び費用弁償）</u></p> <p>第7条 支援隊長等の報酬の額は、従事した日1日につき8,000円以内において規則で定める。</p> <p>2 支援隊長等が公務のための旅行に要する費用は、費用弁償として支給する。ただし、第2条の任務に従事する場合及びこれに係る訓練等に参加する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の費用弁償の支給については、消防職員の旅費の支給の例による。</p>

<議案第32号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。	6 前2項の規定にかかわらず、55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員については、他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認める場合を除き、当該年度の末日以後において昇給させることができない。
7～10 (略)	7～10 (略) <u>(扶養手当)</u> 第10条の2 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、扶養親族1人につき6,500円（前項第2号に該当する扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び第7項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員になった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、当該届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 第6項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

9 虚偽の申請によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、現に支

(扶養手当、住居手当及び通勤手当)

第11条 職員給与条例第16条、第16条の4から第17条まで及び別表第7の規定は、職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当について準用する。 (略)

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第17条 (略)

2 前項の規定は、第21条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員には適用しない。

3 第1項において準用する職員給与条例第19条及び第19条の2の規定は、特定教育職員には適用しない。

(期末手当)

第22条 (略)

2 (略) ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条

給を受けた扶養手当はこれを返還させ、以後の扶養手当は支給しないことがある。

10 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、欠勤(遅参及び早退を含む。第31条において同じ。)その他の事由により給料を減額された場合においても、扶養手当は、その全額を支給する。

11 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(住居手当及び通勤手当)

第11条 職員給与条例第16条の4から第17条まで及び別表第7の規定は、職員の住居手当及び通勤手当について準用する。 (略)

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第17条 (略)

2 前項の規定は、第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員には適用しない。

3 第1項において読み替えて準用する職員給与条例第19条及び第19条の2の規定は、特定教育職員には適用しない。

(期末手当)

第22条 (略)

2 (略) ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条

例第12条第2項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に同項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

3～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 (略)

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の80（管理職員については、100分の100）を乗じて得た総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た総額

3～5 (略)

(適用除外)

第28条 (略)

2 第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤

例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

3～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 (略)

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の85（管理職員については、100分の105）を乗じて得た総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た総額

3～5 (略)

(適用除外)

第28条 (略)

2 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び

務職員には、適用しない。

(給与の減額)

第31条 職員が欠勤（遅参及び早退を含む。）その他の事由により正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。（略）

(1)・(2) （略）

附 則

(施行期日)

1 （略）

(経過措置)

2・3 （略）

4 施行日前から法第28条第2項各号若しくは分限条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、（略）

5 施行日から平成30年3月31日までの間における職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、第22条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（次条第2項第1号において「管理職員」という。）については、6月に支給する場合にあっては100分の

任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(給与の減額)

第31条 職員が欠勤その他の事由により正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。（略）

(1)・(2) （略）

附 則

(施行期日)

1 （略）

(経過措置)

2・3 （略）

4 施行日前から法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する条例（昭和26年大阪府条例第41号）第5条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、（略）

5 施行日から平成30年3月31日までの間における職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、第22条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（次条第2項第1号において「管理職員」という。）については、6月に支給する場合にあっては100分の

102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額」と、第23条第2項第1号中「100分の80 (管理職員については、100分の100)」とあるのは「100分の80」とする。

別表4 (第9条関係)

休職期間等換算表

期間	換算率
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 勤務時間条例第12条第1項の介護休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下

備考 (略)

102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額」と、第23条第2項第1号中「100分の85 (管理職員については、100分の105)」とあるのは「100分の85」とする。

別表4 (第9条関係)

休職期間等換算表

期間	換算率
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 勤務時間条例第12条第1項の介護休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下

備考 (略)

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第8条 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条、第6条、第15条、第16条（<u>堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。）第11条において読み替えて準用する場合を含む。</u>）、第16条の4（<u>学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。</u>）、第16条の5（<u>学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。</u>）、第21条の2及び第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（<u>学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。</u>）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する<u>職員にある者</u>」とあるのは「前条第1項に規定する<u>職員にある者</u>及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、（略）</p>	<p>第8条 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条、第6条、第15条、第16条、<u>第16条の4（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。）第11条において読み替えて準用する場合を含む。）</u>、第16条の5（<u>学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。</u>）、第21条の2及び第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（<u>学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。</u>）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する<u>職にある者</u>」とあるのは「前条第1項に規定する<u>職にある者</u>及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、（略）</p>

第9条 学校職員給与条例第3条から第5条まで、第21条及び第23条から第26条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条、第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「扶養手当、住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条 学校職員給与条例第3条から第5条まで、第10条の2、第21条及び第23条から第26条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

<議案第33号 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例>

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（堺市職員の分限に関する条例の一部改正）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第8条第1項中「休職」の次に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条第1項に規定する結核性疾患による休職に該当するものを除く。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>（略）</p>	<p>（堺市職員の分限に関する条例の一部改正）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第8条第1項中「休職」の次に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条第1項（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）において準用する場合を含む。）に規定する結核性疾患による休職に該当するものを除く。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>（略）</p>
<p>（堺市職員退職手当支給条例の一部改正）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。）から引き続いで堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員として採用された職員の当該教員としての引き続いた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続いた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、本市の<u>教育職員</u>から</p>	<p>（堺市職員退職手当支給条例の一部改正）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）から引き続いで堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員として採用された職員の当該教員としての引き続いた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続いた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただ</p>

引き続いて当該他団体の教員となった場合において、本市の教育職員としての在職期間を当該他団体において引き続いた在職期間とみなさないときは、この限りでない。

第9条第4項中「（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中堺市職員退職手当支給条例第9条第4項及び第5項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

（堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新退職手当条例」という。）第2条に規定する職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に限る。）が施行日以後に退職した場合において、（略）

し、本市の教員から引き続いて当該他団体の教員となった場合において、当該本市の教員としての在職期間を当該他団体において引き続いた在職期間とみなさないときは、この限りでない。

第9条第4項中「（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中堺市職員退職手当支給条例第9条第4項及び第5項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

（堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条に規定する職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に限る。）が施行日以後に退職した場合において、（略）

- 3 新退職手当条例第7条第7項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算については、なお従前の例による。この場合における新退職手当条例第5条の2第2項

	<p><u>第4号の規定の適用については、同号中「第7条第7項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）附則第3項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続いた在職期間」とあるのは「期間」とする。</u></p>
<u>3</u> (略)	
	<p><u>（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</u></p>
<u>4</u> (略)	
<u>5</u> (略)	
<u>6</u> 前項の場合において、同項に規定する教職員に対して平成29年度において付与する年次有給休暇に関する新勤務時間条例第9条第2項の規定の適用については、同項中「この項の規定により繰り越されたもの」とあるのは、「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）附則第5項の平成28年度において付与された年次有給休暇の残日数」とする。	
<u>7</u> (略)	
<u>8</u> (略)	
<u>9</u> (略)	
<u>10</u> (略)	
	<p><u>8 (略)</u></p>
	<p><u>9 (略)</u></p>
	<p><u>10 (略)</u></p>
	<p><u>11 (略)</u></p>

<議案第34号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表 2 教育委員会の附属機関				別表 2 教育委員会の附属機関			
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
堺市指導改善専門家等会議	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2第1項又は第4項の規定による認定等についての調査審議に関する事務	5人以内	2年	堺市指導改善専門家等会議	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項又は第4項の規定による認定等についての調査審議に関する事務	5人以内	2年

<議案第35号 堺市教育文化センター条例の一部を改正する条例>

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（事業）	（事業）
第3条（略）	第3条（略）
（1）センターの施設を市民の文化活動その他公共の利用に供すること。	（1）センターの施設、附属設備その他器具備品等を市民の文化活動その他公共の利用に供すること。
（2）～（6）（略）	（2）～（6）（略）
（使用の許可）	（使用の許可）
第5条（略）	第5条（略）
2 次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。	2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。
（1）（略）	（1）（略）
（2）建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。	（2）施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
（3）（略）	（3）（略）
（使用期間）	（使用期間）
第6条 会館を連續して使用することができる期間は、次の各号に定める期間とする。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	第6条 会館を連續して使用することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(使用の許可の取消し等)

第8条 (略)

(1) (略)

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) (略)

2 (略)

(特別の設備)

第9条 使用者は、会館を使用するに当たり、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用者の管理義務)

第10条 (略)

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) · (2) (略)

(1) ~ (3) (略)

(使用の許可の取消し等)

第8条 (略)

(1) (略)

(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) (略)

2 (略)

(特別の設備の設置)

第9条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第10条 (略)

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) · (2) (略)

(原状回復義務)

第11条 (略)

2 委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用料)

第12条 使用者は、別表第1に定める金額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。

2～4 (略)

(観覧料)

第13条 プラネタリウム又は全天周映画を観覧しようとする者は、別表第2に定める金額の範囲内で市長が定める観覧料を納付しなければならない。

2・3 (略)

(駐車料金)

第14条 センターの駐車場を30分を超えて利用した者は、当該超える時間30分までごとに100円の駐車料金を納付しなければならない。

(原状回復義務)

第11条 (略)

2 第9条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料)

第12条 使用者は、別表第1に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2～4 (略)

(観覧料)

第13条 プラネタリウム又は全天周映画を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める観覧料を納付しなければならない。

2・3 (略)

(駐車料金)

第14条 センターの駐車場を利用しようとする者は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるとときは、当該自動車を出場させる前に徴収することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の駐車料金を減額し、又は免除することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の不徴収)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第1条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(使用料等の不還付)

第15条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第15条 既納の使用料、観覧料及び駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第17条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 委員会は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(禁止行為)

第17条の3 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為

(3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。

3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

4 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの

(損害の賠償)

第19条 センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第25条 (略)

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金等)

退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第19条 センター (駐車場を除く。) の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は委員会において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盜難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定の取消し等)

第25条 (略)

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金等)

第26条 (略)

2 前項の場合における利用料金等の額は、第14条第1項又は別表第1若しくは別表第2に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 (略)

4 利用料金等については、指定管理者に前納しなければならない。
ただし、駐車場の利用に係る料金については、この限りでない。

5 (略)

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、収受した利用料金等の額の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第27条 (略)

(1) (略)

(2) 開館時間及び休館日は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が委員会の承認を得て定めること。

第26条 (略)

2 前項の場合における利用料金等の額は、別表第1から別表第3までに定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 (略)

4 センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金等を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 前項本文の規定にかかわらず、センターの駐車場に自動車を駐車させた者は、当該自動車を出場させる際に当該駐車場の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、当該自動車を出場させる前に徴収することができる。

6 (略)

7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金等の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第27条 (略)

(1) (略)

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が委員会の承認を得て定めること。

(3)・(4) (略)

2 委員会は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間及び休館日を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(委任)

第28条 (略)

別表第1 (第12条、第26条関係)

1 基本料金

表 (略)

備考 (略)

2・3 (略)

(3)・(4) (略)

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第28条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した場合は、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第29条 (略)

別表第1 (第12条、第26条関係)

1 基本料金

表 (略)

備考 (略)

2・3 (略)

4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

4 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

5 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。

別表第3 (第14条、第26条関係)

施設	単位	駐車料金
駐車場	1台・30分	最初の30分まで 無料
		以後30分までごとに 100円

<議案第36号 堺市下水道条例の一部を改正する条例>

堺市下水道条例(昭和37年条例第6号)新旧対照表

現 行		改正後(案)				
区分	基本使用料	従量使用料				
		汚水量	使用料 (1立方メートルにつき)			
一般汚水	715円	10立方メートルまでの分	50円			
		10立方メートルを超える20立方メートルまでの分	140円			
		20立方メートルを超える30立方メートルまでの分	200円			
		30立方メートルを超える50立方メートルまでの分	210円			
		50立方メートルを超える100立方メートルまでの分	270円			
		100立方メートルを超える500立方メートルまでの分	335円			
		500立方メートルを超える1,000立方メートルまでの分	360円			
		1,000立方メートルを超える分	395円			
		浴場汚水 汚水量1立方メートルにつき	22円			
備考		別表第1				
1 この表において「一般汚水」とは、浴場汚水以外の汚水をいう。		別表第1	従量使用料			
2 この表において「浴場汚水」とは、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。						
備考						
1 この表において「一般汚水」とは、浴場汚水以外の汚水をいう。						
2 この表において「浴場汚水」とは、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。						

<報告第1号 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について>

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給与の減額）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は<u>介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、<u>介護休暇</u>（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

<議案第56号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例>

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(局等の設置及び分掌事務)	(局等の設置及び分掌事務)
第1条 (略)	第1条 (略)
市長公室	市長公室
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
危機管理室～健康福祉局 (略)	<u>(5) 泉北ニュータウン地域の再生に関する事項</u>
子ども青少年局	危機管理室～健康福祉局 (略)
(1) 児童及び青少年の健全育成に関する事項	子ども及び青少年の健全育成に関する事項
(2) 児童保育に関する事項	(2) 子どもの保育に関する事項
産業振興局～建設局 (略)	産業振興局～建設局 (略)

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
議案・報告（条例関係）新旧対照表

平成 29 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-16-0063